主 文 原審決を破毀する。 本件を特許標準局へ差戻す。 理 由

上告理由第一點は「原審決ハ審理不盡ニシテ審決ニ理由ヲ附セザル違法アリ、即 チ原審決ノ理由ニヨレバ『仍テ商標原簿及甲各號證ノ記載並ニ證人及本人訊問ノ結 果ヲ綜合審究スレハ』ト事實確認ノ資料ヲ擧グル所ナルモ本件各登録商標ノ聯合商 標タル各基本ノ登録商標ハ上告人先代A及被上告人並ニ訴外B及C四名ノ共有ニ属 シタルモノナルモ、モトモト之等ノ基本登録商標八幅井A二於テ其ノ所有スル商標 權保護ノ趣旨ヨリ之ヲ右四名ノ共有ニナシタルモノニシテAノ債權者ノ侵害セザラ ンコトヲ期シタルモノニシテ其ノ他ノ被上告人等ノ共有權者ハ何等ノ對價ヲ支出ス ルコト無ク共有者トナリタルモノナリ。従ツテA以外ノ共有者ハAノ營業ニ關與シ タルコトモ無キ次第ナリシナリ。而シテAガ其ノ營業ヨリ事實上隠退シ相続人タル 上告人ニ商標權ト共ニ營業權ノ一切ヲ贈與スルニ當リ本件ノ聯合商標權ノ基本タル 登録商標第一九二五九九號以下九件ノ商標權(以上四名ノ共有名義ナリシモノ)ノ 共有者連名ノ譲渡證ヲ作成シ被上告人ノ承諾捺印ヲ得、Cハ事業ニ失敗シ不在ナリ シモ出奔以前事務處理ニ關スルー切ノ件ニ付キ、Aニ委任シ居リタルヲ以テ其ノ委 任ノ趣旨二基キ其ノ趣旨ノ範圍ニ於テ右譲渡證ニ代理捺印シ、Bハ當時死亡シ居リ タリシモ其家督相続人未成年者タリシ故ニ同人ノ親權者母D並ニ親戚ノ訴外Eノ諒 承ノ下ニBノ儘捺印ヲ受ケ上告人名義ニ移轉登録ヲ受ケクルモノナリ。右商標権ハ 何レモ元來A二専屬スベキ商標權ニシテ單二上述ノ通り債權者ヨリノ侵奪ヲ妨グル 爲メニ形式上之等ノ人々ノ名義ヲ借リテ共有ト爲シクルモノニ過ギズ共有者タル被 上告人C、B等ハ右登録商標ニ付イテハ何等ノ實質上ノ權利ナキモノニシテAノ隠退ニ當リテ名實共ニ之ヲ自己ノ相續人タル上告人ニ歸一セシメタルモノナリ。被上 告人C移轉ノ承認ハ適法ナルモ既ニ死亡シタルB名義ノ移轉ノ承認アルハー見不當 ニ見ラルベキモノアルモAヨリ上告人へノ商標ノ移轉ハ其ノ實質ニ於テ不當ニ非ザ ルナリ。原審決ハ上述ノ證據資料ヲ擧ゲタルノミニシテ之等實質關係ニ付キ審理ヲ 盡サザルノミナラズ原審ニ於ケル上告人ノ總テノ抗辯ニ付キ(昭和十九年七月六日 附上告人代理人Fノ提出シタル答辯補充書同年六月二十四日附同人ノ提出シタル上 申書参照)何等ノ判斷ヲ示サザルモノト謂フベク原審決ハ判斷ヲ遺脱シ理由ヲ附セ ザル違法アリ。」と云うのである。

右は要するに原審が原審決にあげた證據によつてなした本件各登録商標が元上告 人先代A外三名の共有關係にあつたとの事實認定が實験則に反していると云うこと に歸するのである。

(要旨)本件記録は戦災によって全部焼失し、當事者代理人に保存せられた寫によって再製せられたのであるが、その〈/要旨〉中には、原審決引用の書證(甲號各の寫はあるけれども、證人及び當事者本人の訊問調書は缺けているのであるであることだけでは原審決に示すらば原審決の知れないが、またそれでも尚そう云う認定はできないのかも知れない。訊問からである。或は右訊問調書とあわせ見るならば原審決の如く認定し得るのかまたそれでも尚そう云う認定はできないのかも知れない。語の書き前とができない本件では、いまこれを確かめるすべがないのである。れているとのように、原審の事實記定が違法である、遺験則違ないともは原審決の認定を正常としの語書とか書きまととを要するのでであるととをであるには原審決の認定を正常とし原審決を維持することはできないと云はねばならぬ。

したがつて本件上告は第一點に於て理由あり、原審決は破毀を免れないから他の 上告理由についての判断を省略し商標法第二十四條、特許法第百十五條、民事訴訟 法第四百七條第一項によつて主文の通り判決する。

(裁判長判事 箕田正一 判事 藤江忠二郎 判事 大野璋五 判事 柳川昌勝 判事 多田威美)